



山形県公報

平成28年3月18日(金)

第2731号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県県税規則等の一部を改正する規則……………(税政課) ……276
- 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則等の一部を改正する規則……………(同) ……291
- 山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……………(みどり自然課) ……292
- 山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……………(同) ……293
- 食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(食品安全衛生課) ……同
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(障がい福祉課) ……294
- 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(同) ……同
- 山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則……………(工業戦略技術振興課) ……296
- 山形県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則……………(農政企画課) ……297

訓 令

- 山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税政課) ……同

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定一般相談支援事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……298
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……299
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(地域福祉推進課) ……300
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………(同) ……同
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………(同) ……301
- 介護保険法による指定試験実施機関の指定……………(健康長寿推進課) ……302
- 介護保険法による指定研修実施機関の指定……………(同) ……同
- 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間……………(障がい福祉課) ……同
- 山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金……………(同) ……同
- 平成7年3月県告示第264号(山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額)の一部改正……………(工業戦略技術振興課) ……303
- 山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(農政企画課) ……同
- 山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 家畜の検査の実施……………(畜産振興課) ……304
- 同……………(同) ……305
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……306
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(林業振興課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……307
- 同……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同

- 同 (同) …308
- 西蔵王公園の利用料金..... (同) … 同
- 道路の区域の変更..... (村山総合支庁西村山建設総務課) … 同
- 県道の供用の開始..... (同) …309
- 同 (村山総合支庁北村山建設総務課) … 同
- 同 (庄内総合支庁建設総務課) … 同
- 事業の認定..... (県土利用政策課) … 同
- 土砂災害警戒区域の指定..... (砂防・災害対策課) …311
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同
- 同 (同) …312
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同
- 土砂災害特別警戒区域の指定..... (同) …313
- 同 (同) … 同
- 同 (同) … 同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会4-1（職員の任用に関する規則）の一部改正.....314

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告..... (中央病院) … 同

規 則

山形県県税規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

山形県県税規則等の一部を改正する規則

(山形県県税規則の一部改正)

第1条 山形県県税規則（昭和29年6月県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表1 通則及び賦課徴収の項中

「徴収猶予・徴収猶予期間延長申請書（1）」	第30号様式	法第15条第1項、第2項及び第3項	を
「徴収（換価）猶予申請書（1）」	第30号様式	条例第12条の3第1項及び第3項並びに条例第12条の7第1項	
徴収（換価）猶予期間延長申請書（1）」	第30号の2様式	条例第12条の3第5項及び条例第12条の7第3項	に、「第30号の2様式」を
徴収（換価）猶予・徴収（換価）猶予期間延長申請書及び添付書類に関する補正通知書	第30号の3様式	法第15条の2第7項及び法第15条の6の2第3項	」

「第30号の4様式」に、「法第15条第4項及び法第15条の5第3項」を「法第15条の2の2第1項、法第15条の5の2第3項及び法第15条の6の2第3項」に、

「削除 徴収猶予・徴収猶予期間延長申 請棄却通知書	第35号様式 第36号様式	法第15条第4項	を	」
「徴収（換価）猶予の納付（納入） 計画変更通知書	第35号様式	条例第12条の2第3 項、条例第12条の4及 び条例第12条の6		
徴収（換価）猶予・徴収（換価） 猶予期間延長申請棄却通知書	第36号様式	法第15条の2の2第2 項及び法第15条の6の 2第3項		に、「法第15条の2第2項」

を「法第15条の2の3第2項」に、「法第15条の6第2項」を「法第15条の5の3第2項及び法第15条の6の3第2項」に改める。

別記第2号様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第2号の2様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第4号様式（裏）、別記第5号様式（裏）、別記第5号の2様式（裏）及び別記第5号の3様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第14号様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第14号の2様式（裏面）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第16号様式中「住（居）所・所在地
氏名・名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇
月」に改め、「審査請求書は、なるべく下記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第16号の2様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第16号の3様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇
月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

別記第19号様式中 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する判決を経た後
でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」に改める。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

別記第20号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3

箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第21号様式（表）中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に改め、同様式
（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第22号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」
に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第24号様式、別記第25号様式及び別記第28号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を
「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を

經由して提出してください。」を削り、

住（居）所、所在地
氏名、名称

 を

住（居）所又は所在地
氏名又は名称

 に改める。

別記第30号様式中「徴収猶予
徴収猶予期間延長」を「徴収（換価）猶予」に、

「氏名又は名称
個人番号又は法人番号
電話番号
電話番号」
 ④
 を
 ④
 に、

徴収猶予（徴収猶予期間延長）を受けようとする金額									
年度	期・月	納期限	税目	税額	延滞金額	加算金額		滞納処分費	計
		. .		円	円	円	円	円	円
		. .							
		. .							
		. .							
合 計									
徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 期 間			年 月 日 から 年 月 日 まで		すでに徴収猶予を 受 け た 期 間		年 月 日 から 年 月 日 まで		
適 用 条 項			地方税法第 条 の の 第 項 第 号						
徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 理 由									
担 保 の 有 無			納 付 予 定				摘 要		
			回数	年月日	税 額	延滞金額			
有・無 (無の場合の理由)			1	. .	円	円			
			2	. .					
			3	. .					
差 押 解 除 の 請 求			4	. .					
有・無 (有の場合の理由)			5	. .					
			合 計						

を

納付（納入）すべき徴収金	年度	期・月	納期限	税目	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	計	備考
			・		円	円	円	円	円	
			・							
			・							
			・							
上記のうち猶予を受けようとする金額										
猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで								
適用条項		地方税法								
猶予を受けようとする理由										
担保の提供		有・無		担保の詳細						
納付（納入）計画	回数	納付（納入）予定				摘 要				
		年月日	金 額							
	1	・	円							
	2	・								
	3	・								
	4	・								
	5	・								
合 計										

に改める。

(注) 1 「猶予を受けようとする理由」の欄には、山形県税条例第12条の3第1項の規定による申請の場合は、法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細を、山形県税条例第12条の3第3項の規定による申請の場合は、徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細を、山形県税条例第12条の7第1項の規定による申請の場合は、徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細を記載してください。

2 「担保の詳細」の欄には、提供しようとする地方税法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項を記載してください。また、担保を提供できない特別の事情があるときは、その事情を記載してください。

別記第30号の2様式を別記第30号の4様式とし、別記第30号様式の次に次の2様式を加える。

第30号の2様式

	徴収（換価）猶予期間延長申請書										
年 月 日											
山形県何総合支庁長 殿											
納税者又は特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称 ㊟ 電話番号											
下記のとおり徴収（換価）猶予期間延長を申請します。											
受けようとする徴収金を	年度	期・月	納期限	税目	税額	延滞金額	加算金額		滞納処分費	計	備考
			・ ・		円	円	円	円	円	円	
			・ ・								
			・ ・								
			・ ・								
合 計											
猶予期間延長を受けようとする期間				年 月 日から 年 月 日まで		既に猶予を受けた期間			年 月 日から 年 月 日まで		
適用条項				地方税法							
猶予期間延長を受けようとする理由											
担保の提供		有 ・ 無		担保の詳細							
納付（納入）計画	回数	納付（納入）予定				摘 要					
		年月日		金 額							
	1	・ ・		円							
	2	・ ・									
	3	・ ・									
	4	・ ・									
	5	・ ・									
合 計											

- (注) 1 「猶予期間延長を受けようとする理由」の欄には、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由を記載してください。
- 2 「担保の詳細」の欄には、提供しようとする地方税法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項を記載してください。また、担保を提供できない特別の事情があるときは、その事情を記載してください。

第30号の3様式

徴収（換価）猶予申請書及び添付書類に関する補正通知書
徴収（換価）猶予期間延長

第 号
年 月 日

納税者又は特別徴収義務者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称 様

山形県何総合支庁長
氏 名印

年 月 日付で提出のあつた 徴収（換価）猶予申請書について、
徴収（換価）猶予期間延長

記載に不備があり、又は申請書に添付すべき書類について記載に不備があり、若しくはその提出がありませんでしたので、この通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に下記のとおり申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。

地方税法 の規定によつて通知します。

なお、当該期間内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつた場合は、地方税法 の規定によつて、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなします。

補正を求める書類	補正を求める内容

別記第31号様式中 「氏名又は名称及び代表者氏名 ④
個人番号又は法人番号 を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ④
電話 番 」に改める。

別記第33号様式を次のように改める。

第33号様式

徴収（換価）猶予通知書 徴収（換価）猶予期間延長												
納税者又は特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称 様										第 号 年 月 日		
										山形県何総合支庁長 氏 名 印		
このことについて、下記のとおり徴収（換価）猶予・徴収（換価）猶予期間延長の決定をしましたから、納付（入）計画によつて確実に納付（入）して下さい。												
この処分不服がある場合は、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。												
処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。												
また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。												
徴収（換価）猶予する徴収金	年度	期・月	納期限	税目	税額	延滞金額	加算金額		滞納処分費	計	備考	
			・ ・		円	円	円	円	円	円		
			・ ・									
			・ ・									
			・ ・									
合 計												
徴収（換価）猶予をする期間				年 月 日から 年 月 日まで		既に徴収（換価）猶予をした期間			年 月 日から 年 月 日まで			
適 用 条 項				地方税法								
延滞金額を免除する期間及び金額				年 月 日 から の期間に対応する延滞金の 年 月 日 まで (2分の1 ・ 全額)								
担保の提供		有 ・ 無		担保の詳細								
納付（納入）計画	回数	納付（納入）予定				摘 要						
		年月日			金 額							
	1	・ ・			円							
	2	・ ・										
	3	・ ・										
	4	・ ・										
	5	・ ・										
合 計												

別記第33号の2様式及び別記第33号の3様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「特別徴収義務者」 「特別徴収義務者」
 別記第34号様式中 住(居)所、所在地 を 住(居)所又は所在地 に、「60日」を「3箇月」
 氏名、名称 様」 氏名又は名称 様」
 に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第35号様式を次のように改める。
 第35号様式

徴収(換価)猶予の納付(納入)計画変更通知書							
					第 年 月 日		
納税者又は特別徴収義務者 住(居)所又は所在地 氏名又は名称 様					山形県何総合支庁長 氏 名 印		
<p>年 月 日付けで通知した徴収(換価)猶予について、下記のとおり納付(納入)計画の変更をしましたから、変更後の納付(納入)計画によって確実に納付(納入)して下さい。 山形県県税条例 の規定によって通知します。</p> <p>この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>							
徴収(換価)猶予をする期間		年 月 日から 年 月 日まで					
変更前			変更後				
納付(納入)計画	回数	納付(納入)予定		納付(納入)計画	回数	納付(納入)予定	
		年月日	金額			年月日	金額
	1	. .	円		1	. .	円
	2	. .			2	. .	
	3	. .			3	. .	
	4	. .			4	. .	
	5	. .		5	. .		
	合 計			合 計			
摘 要							

別記第36号様式中 「 徴収猶予申請棄却通知書 徴収猶予期間延長 」 を

「

徴収（換価）猶予 徴収（換価）猶予期間延長

申請棄却通知書」に、「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を

「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「

徴収猶予

を「

徴収（換価）猶予

に、
「

徴収猶予期間延長

」に、「

徴収（換価）猶予期間延長

」に、
「地方税法第 条第 項」を「地方税法」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、
なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「氏名又は名称及び代表者氏名」
別記第37号様式中 個人番号又は法人番号
電話番

「氏名又は名称及び代表者氏名」
電話番

差押えの解除を受けようとする財産	
担保の提供	有 無
	（無の場合の理由）
	種類

差押えの解除を受けようとする財産	
差押えの解除を受けようとする理由	

別記第39号様式中 「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に
改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第41号様式中 「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「地方税法第15条の6
第2項」を「地方税法」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支
庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第42号様式中 「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に
改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第43号様式中 「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に
改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第53号様式中 「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に
改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削り、

「

住（居）所、所在地 氏名、名称

」を「

住（居）所又は所在地 氏名又は名称

」に改める。

別記第57号様式（表）中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に改め、同様式
（裏）の注書中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出して
ください。」を削る。

別記第57号の3様式中「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号」を
「氏名又は名称及び代表者氏名
」に改める。

別記第57号の5様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇
月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第58号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」
に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第60号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に
改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第61号様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由し
て提出してください。」を削り、同様式（裏）の注書を削る。

別記第61号の3様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく左記の総合支庁長を経由して
提出してください。」を削る。

別記第73号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、

「この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく
上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受
けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなり
ません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後
でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当す
るときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起すること
ができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②
処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必
要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。」

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月
以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。」に改める。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対
する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければなら
ないこととされています。」

別記第80号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」
に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第85号様式中「住（居）所・所在地
氏名・名称」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称」に、

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく別紙通知書に記載された総合支庁の長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

を

この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

に改める。

別記第86号様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削り、「滞納税目、利子等に係る県民税又は県たばこ税の場合」を「知事の処分についての審査請求について教示する場合」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第86号の2様式（裏）及び別記第87号様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第88号様式中「住(居)所、所在地
氏名、名称様」を「住(居)所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」

に、「異議申立てを」を「審査請求を」に、

「処分の取消しの訴えは、この処分についての異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

また、処分の取消しの訴えは、処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①異議申立てがあつた日から3箇月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

を

「処分の取消しの訴えは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

に改める。

別記第94号様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表面の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第96号様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第98号の3様式（裏）の注書第4項、別記第98号の4様式（裏）の注書第4項及び別記第98号の5様式（裏）の注書第3項中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

「氏名
別記第101号様式中 個人番号
電話 番」[㊦]を「氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第106号の2様式から別記第107号の2様式までの規定中

「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改める。

改める。

別記第107号の2の2様式及び別記第107号の2の3様式中

「氏名
個人番号
電話 番」[㊦]を
「氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第107号の2の4様式中 「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を

「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第107号の2の5様式中 「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を

「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改め、同様式の注書第1項第3号中「増改築等工事証明書」
を「改修工事証明書」に改める。

別記第107号の3様式から別記第109号様式までの規定中

「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第111号様式中 「住(居)所、所在地
氏名、名称 様」を「住(居)所又は所在地
氏名又は名称 様」に、「60日」を「3箇月」に、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第112号様式中 「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を

「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第112号の2様式中 「氏名
個人番号
生年月日 年 月 日生」[㊦]を「氏名
生年月日 年 月 日生」[㊦]に改める。

改める。

別記第112号の3様式中 「氏名
個人番号
電話 番」[㊦]を「氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第112号の4様式中 「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

別記第112号の5様式中 「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を

「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第112号の6様式中「60日」を「3箇月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の」を「裁決の」に、「決定を経た」を「裁決を経た」に、「決定を経ない」を「裁決を経ない」に、「決定が」を「裁決が」に改める。

別記第113号様式中「住（居）所・所在地
氏名・名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に改め、同様式の注書を次のように改める。

（注）この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

別記第114号様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第119号様式中「氏名又は名称及び代表者氏名
個人番号又は法人番号
電話 番」[㊦]を

「氏名又は名称及び代表者氏名
電話 番」[㊦]に改める。

別記第122号様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第123号様式（裏）中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく表記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第161号の2様式及び別記第161号の3様式中「所有者、使用者
住（居）所、所在地
氏名、名称様」を

「所有者又は使用者
住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第161号の7様式及び別記第163号の5様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第163号の6様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第164号の5様式、別記第164号の10様式、別記第164号の13様式、別記第164号の15様式、別記第164号の16様式及び別記第164号の22様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第164号の31様式中「住（居）所、所在地
氏名、名称様」を「住（居）所又は所在地
氏名又は名称様」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

別記第164号の32様式及び別記第164号の33様式中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく下記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。

別記第164号の36様式中 また、処分の取消しの訴えは、処分についての審査請求に対する裁決を経た後
を
でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

「この処分に不服がある場合は、この書面を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この書面を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として提起しなければなりません。 に改める。

ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

（山形県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県産業廃棄物税条例施行規則（平成18年6月県規則第85号）の一部を次のように改正する。

別表中「）第15条第4項」を「）第15条の2の2」に改める。

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
別記様式第1号中 個人番号又は法人番号 を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
電話 番 」に改める。

別記様式第2号及び別記様式第3号中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
別記様式第7号中 個人番号又は法人番号 を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
電話 番 」に改める。

別記様式第9号中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
別記様式第10号中 個人番号又は法人番号 を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
電話 番 」に改める。

別記様式第12号中「第15条第4項」を「第15条の2の2」に、「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
別記様式第13号中 個人番号又は法人番号 を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
電話 番 」に改める。

別記様式第14号中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
別記様式第18号中 個人番号又は法人番号 を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
電話 番 」に改める。

別記様式第19号、別記様式第20号、別記様式第24号及び別記様式第26号中「60日」を「3箇月」に改め、「審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県県税規則別記第30号様式の改正規定（

「氏名又は名称 ㊟
個人番号又は法人番号 を
電話番号 」

「氏名又は名称 ㊟
電話番号 」に改める部分に限る。）、同規則別記第31号様式の改正

規定、同規則別記第37号様式の改正規定（ 個人番号又は法人番号 ㊟ を
電話 番 」

「氏名又は名称及び代表者氏名 ㊟
電話 番 」に改める部分に限る。）並びに同規則別記第57号の3様式、

別記第101号様式、別記第106号の2様式から別記第109号様式まで、別記第112号様式から別記第112号の3様式まで、別記第112号の5様式及び別記第119号様式の改正規定並びに第2条中山形県産業廃棄物税条例施行規則別記様式第1号、別記様式第7号、別記様式第10号、別記様式第13号及び別記様式第18号の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第7号

山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則等の一部を改正する規則

（山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則の一部改正）

第1条 山形県農村地域工業等導入地区県税課税免除条例施行規則（昭和47年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中 「住（居）所、所在地 「住（居）所又は所在地
氏 名、名 称 様 」を 氏名又は名称 様 」に、

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく を
く上記の総合支庁長を経由して提出してください。 」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して に改める。
3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 」

別記様式第6号中 「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく を
く上記の総合支庁長を経由して提出してください。 」

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して に改める。
3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。 」

別記様式第7号中 「住（居）所、所在地 「住（居）所又は所在地
氏 名、名 称 様 」を 氏名又は名称 様 」に、

「 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく を
く上記の総合支庁長を経由して提出してください。 」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。」に改める。

（山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則の一部改正）

第2条 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則（平成12年7月県規則第110号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号中 「氏名 ④」を
個人番号」に改める。

別記様式第4号及び別記様式第5号中 「氏名又は名称及び代表者氏名 ④」を
個人番号又は法人番号」に改める。

別記様式第6号から別記様式第8号までの規定中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。」に改める。

（山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 山形県特定非営利活動法人に対する県税の課税免除に関する条例施行規則（平成17年12月県規則第89号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号から別記様式第7号までの規定中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。」に改める。

（山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則（平成19年10月県規則第100号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第2号中 「氏名又は名称及び代表者氏名 ④」を
個人番号又は法人番号
電話」に改める。

「氏名又は名称及び代表者氏名 ④」に改める。
電話」

別記様式第3号及び別記様式第4号中

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく上記の総合支庁長を経由して提出してください。」

「この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に知事に対して審査請求をすることができます。」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例施行規則別記様式第1号、別記様式第3号、別記様式第4号及び別記様式第5号の改正規定並びに第4条中山形県産業集積の形成及び活性化のための不動産取得税の課税免除に関する条例施行規則別記様式第1号及び別記様式第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第8号

山形県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山形県立自然公園条例施行規則（昭和34年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第7号中「海岸保全施設」を「海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」に改め、同条第18号の13及び第18号の14中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第18号の15中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第28号の10中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(28)の10の2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第1項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

(28)の10の3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第5項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第18条第28号の11及び第28号の12中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第28号の15の次に次の1号を加える。

(28)の15の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第18条第28号の16の次に次の1号を加える。

(28)の16の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第9号**山形県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**

山形県自然環境保全条例施行規則（昭和48年6月県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第3条の3第1号ト中「海岸保全施設」を「海岸保全施設（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」に改め、同号リ中「河川管理施設」を「河川管理施設（樹林帯を除く。）」に改め、同条第2号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第4条第7号リ中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改め、同条第9号中「犬（）」を「動物（）」に改め、同号中ニをへとし、ハをホとし、ロをハとし、同ハの次に次のように加える。

ニ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物を放つ行為

第4条第9号イの次に次のように加える。

ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第9条の2第1項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物を放つ行為

第7条第2号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「うけた」を「受けた」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第10号**食品衛生法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

食品衛生法の施行に関する規則（昭和48年5月県規則第39号）の一部を次のように改正する。
別記様式第14号（裏）中「60日」を「3箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第11号**山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第6号中「60日」を「3箇月」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第12号**山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則**

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
別記様式第2号(8)呼吸器の機能障害の状況及び所見の項を次のように改める。

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○で囲むこと。)

1 身体計測

身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- (1) 激しい運動をした時だけ息切れがある。
 (2) 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
 (3) 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることがある。
 (4) 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
 (5) 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見（ 年 月 日）

- (1) 胸膜癒着（無・軽度・中等度・高度）
 (2) 気腫化（無・軽度・中等度・高度）
 (3) 線維化（無・軽度・中等度・高度）
 (4) 不透明肺（無・軽度・中等度・高度）
 (5) 胸郭変形（無・軽度・中等度・高度）
 (6) 心・縦隔の変形（無・軽度・中等度・高度）



4 換気機能（ 年 月 日）

- (1) 予測肺活量 L（実測肺活量 L）
 (2) 1秒量 L（実測努力肺活量 L）
 (3) 予測肺活量1秒率 %（ $=\frac{(2)}{(1)} \times 100$ ）

(1)については、次の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式（L）

男性 $0.045 \times \text{身長(cm)} - 0.023 \times \text{年齢(歳)} - 2.258$ 女性 $0.032 \times \text{身長(cm)} - 0.018 \times \text{年齢(歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性18-91歳、女性18-95歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス（ 年 月 日）

- (1) O₂ 分圧： Torr
 (2) CO₂分圧： Torr
 (3) pH : :
 (4) 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分
 (5) 耳朶血を用いた場合： []

6 その他の臨床所見

別記様式第2号(13)肝臓の機能障害の状況及び所見の項中

合計点数	点	点
3点項目の有無 (血清アルブミン値、プロトロン ビン時間、血清総ビリルビン値)	有 ・ 無	有 ・ 無

を

合計点数	点	点
(○で囲む)	5～6点・7～9点・10点以上	5～6点・7～9点・10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

に改め

る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第13号

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則の一部を改正する規則

山形県工業技術センター設備の一部使用に関する規則（昭和27年11月県規則第69号）の一部を次のように改正する。

別表中

エネルギー分散型エックス線分析装置	30分	570円
-------------------	-----	------

を

エネルギー分散型エックス線分析装置	30分	570円
グロー放電発光分光分析装置	1時間	5,690円

に、

A T C付N C立型ミーリングマシン	30分	2,860円
---------------------	-----	--------

を

A T C付N C立型ミーリングマシン	30分	2,860円
5軸加工機	30分	4,310円

に、

反応性イオンエッチング装置	1時間	8,570円
---------------	-----	--------

を

反応性イオンエッチング装置	1時間	8,570円
インクジェット塗布装置	1時間	3,640円

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

山形県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第14号

山形県農業倉庫業法施行細則を廃止する規則

山形県農業倉庫業法施行細則（昭和47年8月県規則第51号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第46条第1項に規定する旧農業倉庫業者等については、同項に規定する適用日の前日までの間は、この規則による廃止前の山形県農業倉庫業法施行細則の規定は、なおその効力を有する。

訓 令

山形県訓令第1号

総 務 部
総 合 支 庁

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

山形県県税事務取扱規程（昭和38年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第71条第3項中「滞納処分による換価の猶予」を「職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予」に、「第96条第1項」を「第96条第1項及び第96条の2第1項」に、「同条第2項」を「第96条第2項及び第96条の2第2項」に改め、同条第5項中「滞納処分による換価の猶予の取消し」を「職権による換価の猶予の取消し若しくは申請による換価の猶予の取消し」に、「第90条第3項」を「第90条第4項」に、「第96条第3項」を「第96条第4項及び第96条の2第4項」に改める。

第80条第3項中「出納員更訂決議簿」を「出納員更訂決議書」に改める。

第90条第2項中「猶予の期間を延長しよう」を「猶予期間の延長をしよう」に、「猶予の期間延長」を「猶予期間の延長」に改め、同条第4項中「徴収猶予期間延長決議書又は徴収猶予期間延長申請棄却決議書には徴収猶予期間延長申請書」を「徴収猶予期間延長決議書又は徴収猶予期間延長申請棄却決議書には徴収猶予期間延長申請書を、徴収猶予の納付（納入）計画変更決議書には当該変更の決議をしようとするものに係る徴収猶予決議書」に、「徴収猶予の取消し」を「取消し」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 税政課長又は総合支庁長は、徴収金の徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をした場合に定めた各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更しようとするときは、徴収猶予の納付（納入）計画変更決議書により決議するものとする。

第96条の見出し中「換価猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条第1項中「滞納処分による財産の換価を猶予しよう」を「職権による換価の猶予をしよう」に改め、同条第2項中「滞納処分による財産の換価の猶予の期間を延長しよう」を「職権による換価の猶予期間の延長をしよう」に改め、同条第4項中「換価猶予決議書を、」を「換価猶予決議書を、換価猶予の納付（納入）計画変更決議書には当該変更の決議をしようとするものに係る換価猶予決議書を、」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「滞納処分による財産の換価の猶予の取消しを」を「職権による換価の猶予の取消しを」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 税政課長又は総合支庁長は、職権による換価の猶予又は職権による換価の猶予期間の延長をした場合に定めた各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更しようとするときは、換価猶予の納付（納入）計画変更決議書により決議するものとする。

第96条の次に次の1条を加える。

（申請による換価の猶予の手続）

- 第96条の2 税政課長又は総合支庁長は、申請による換価の猶予をしようとするときは、換価猶予決議書により、申請による換価の猶予の申請を棄却しようとするときは、換価猶予申請棄却決議書により決議するものとする。
- 2 税政課長又は総合支庁長は、申請による換価の猶予期間の延長をしようとするときは、換価猶予期間延長決議書により、申請による換価の猶予期間の延長の申請を棄却しようとするときは、換価猶予期間延長申請棄却決議書により決議するものとする。
- 3 税政課長又は総合支庁長は、申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長をした場合に定めた各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更しようとするときは、換価猶予の納付（納入）計画変更決議書により決議するものとする。
- 4 税政課長又は総合支庁長は、申請による換価の猶予の取消しをしようとするときは、換価猶予取消決議書により決議するものとする。
- 5 換価猶予決議書又は換価猶予申請棄却決議書には換価猶予申請書を、換価猶予期間延長決議書又は換価猶予期間延長申請棄却決議書には換価猶予期間延長申請書を、換価猶予期間延長決議書には当該延長の決議をしようとするものに係る換価猶予決議書を、換価猶予の納付（納入）計画変更決議書には当該変更の決議をしようとするものに係る換価猶予決議書を、換価猶予取消決議書には当該取消しの決議をしようとするものに係る換価猶予決議書を添付するものとする。
- 第100条第2項中「7月、10月、1月及び4月の各月の10日までにそれぞれ前3月分に係る差押整理状況を、」を「当該年度に係る差押整理状況を、当該年度の翌年度の6月10日までに、」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

山形県告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
社会福祉法人豊寿会 最上郡最上町大字向町73番地の3	一般相談支援事業所 サポートセンターみらい 最上郡最上町大字富沢字大明神615番地	平成28. 4. 1

山形県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社CALM	笑楽び塾 米沢市東大通一丁目2番34号2	通 所 介 護	平成28. 3. 8

山形県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社CALM	笑楽び塾 米沢市東大通一丁目2番34号2	介護予防通所介護	平成28. 3. 8

山形県告示第269号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社みらい創研	三丁目ゆめデイサービス 米沢市大町三丁目5番6号	通所介護	平成28. 3. 31
有限会社なごみの部屋	なごみ塾 米沢市堀川町4番31号	通所介護	同
有限会社なごみの部屋	デイサービスセンターリハビリテーションなごみ 米沢市東大通一丁目2番34号2	通所介護	同
株式会社テイクオフ	ケアステージとこしえあやめ通り 長井市緑町12番50-1号	通所介護	同
株式会社テイクオフ	ケアステージとこしえ二色根 南陽市二色根74番地11	通所介護	同

山形県告示第270号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社みらい創研	三丁目ゆめデイサービス 米沢市大町三丁目5番6号	介護予防通所介護	平成28. 3. 31
有限会社なごみの部屋	なごみ塾 米沢市堀川町4番31号	介護予防通所介護	同
有限会社なごみの部屋	デイサービスセンターリハビリテーションなごみ 米沢市東大通一丁目2番34号2	介護予防通所介護	同
株式会社テイクオフ	ケアステージとこしえあやめ通り 長井市緑町12番50-1号	介護予防通所介護	同
株式会社テイクオフ	ケアステージとこしえ二色根 南陽市二色根74番地11	介護予防通所介護	同

山形県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション 山形	山形市あさひ町19番13号 Sビル201	平成28. 1. 1
ひでたま胃腸科眼科クリニック	東村山郡山辺町大字山辺6139番地6	同 1. 4
奥山歯科診療所	東田川郡庄内町狩川字楯下114番地1	同 1.23
なごみクリニック	鶴岡市桜新町13番3号	同 3. 1
桜田調剤薬局	山形市桜田東二丁目9番19号	同

山形県告示第272号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
ひでたま胃腸科眼科クリニック	東村山郡山辺町大字山辺字佐竹段6139番地6	平成28. 1. 3
奥山歯科診療所	東田川郡庄内町狩川字楯下114番地1	同 1.22

山形県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	指定年月日
ハイジアインもりや株式会社	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	山形市上柳28番地	平成28. 1. 1

あおば薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	酒田市若浜町5番1号	同	2.18
ケアーズ訪問看護リハビリ テーション山形	訪 問 看 護 介護予防訪問看護	山形市あさひ町19番13号 Sビル201	同	2.22

山形県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
山辺町社会福祉協議会訪問介護事業所
東村山郡山辺町大字山辺3700番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東村山郡山辺町大字大塚836番地1	東村山郡山辺町大字山辺3700番地	平成27. 4. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
山辺町社会福祉協議会居宅介護支援事業所
東村山郡山辺町大字山辺3700番地

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
東村山郡山辺町大字大塚836番地1	東村山郡山辺町大字山辺3700番地	平成27. 4. 1

- 3 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
さくらパレス指定居宅介護支援事業所
山形市桜田西四丁目1番14号

(2) 変更の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市桜田西四丁目3番26号	山形市桜田西四丁目1番14号	平成27. 8. 1

山形県告示第275号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の27第1項の規定により、指定試験実施機関を次のとおり指定した。
平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定試験実施機関の名称	指定試験実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで

山形県告示第276号

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の33第1項の規定により、指定研修実施機関を次のとおり指定した。
平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定研修実施機関の名称	指定研修実施機関の所在地	指定期間
社会福祉法人山形県社会福祉協議会	山形市小白川町二丁目3番31号	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで

山形県告示第277号

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第4条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用時間を次のとおり承認した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用時間

宿泊のための利用にあつては午後3時から翌日の午前10時まで、休憩のための利用にあつては午前10時から午後3時まで、会議のための利用にあつては午前10時から午後4時までとする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第278号

山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）第6条第2項の規定により、山形県福祉休養ホーム寿海荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金			
		老人、母子 家庭の母子、 父子家庭の父子、 寡婦及び身 体障がい者	社会福祉関 係者	介 添 者	
				大人	小学生及び 中学生
宿泊（素泊り1 人1泊）	室を定員で利用する場合	2,736円	3,477円	3,477円	2,831円
	上記以外の場合	2,880円	3,660円	3,660円	2,980円

休憩（1人）	室を4人以上で利用する場合	810円	927円	927円	567円
	入浴のみの場合	450円	515円	515円	315円
	上記以外の場合	900円	1,030円	1,030円	630円
会議	30畳以上の室を20人未満で利用する場合	4,760円			
	30畳以上の室を20人以上で利用する場合	2,380円			
	30畳未満の室を15人未満で利用する場合	3,160円			
	30畳未満の室を15人以上で利用する場合	1,580円			

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第279号

平成7年3月県告示第264号（山形県工業技術センター手数料条例による手数料の額）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

2 分析の項の表中 「 E D S 定性分析（固体、粉末） 1 試験 1 試料 6,450円 」 を

「 E D S 定性分析（固体、粉末） 1 試験 1 試料 6,450円
グロー放電発光分光分析 1 試験 1 項目 12,700円 」 に改める。

山形県告示第280号

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月県告示第1001号）の一部を次のように改正する。第2条の表中「年0.50%」を「年0.60%」に改める。

附 則

- この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年2月19日から適用する。
- 平成28年2月19日前に貸し付けられた農業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第281号

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程の一部を改正する規程

山形県漁業近代化資金利子補給金交付規程（昭和44年9月県告示第967号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第1項中「年1.25パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.10パーセント」に改め、同表第3項及び第4項中「年1.25パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.10パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.60パーセント」に改め、同表第5項及び第6項中「年1.25パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.10パーセント」に改め、同表第7項中「年1.25パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.60パーセント」に改め、同表第8項中「年1.25パーセント」を「年1.30パーセント」に、「年1.05パーセント」を「年1.10パーセント」に、「年0.50パーセント」を「年0.60パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成28年2月19日から適用する。
- 2 平成28年2月19日前に利子補給の承諾が行われた漁業近代化資金に係る利子補給率については、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県告示第282号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、家畜について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病、鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢並びに蜜蜂の腐蛆病の発生を予防し、並びに牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

県内全域。ただし、3の表牛のブルセラ病及び結核病の検査の項の1及び2に掲げる牛のブルセラ病及び結核病の検査並びに同表牛のヨーネ病の検査の項の1及び2に掲げる牛のヨーネ病の検査にあつては、山形市、酒田市（平成17年10月31日における酒田市の区域に限る。）、村山市、長井市、西村山郡河北町、同郡朝日町、最上郡金山町、同郡舟形町、同郡真室川町、東置賜郡高畠町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町の区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

次に掲げるものとする。ただし、牛のブルセラ病、結核病及びヨーネ病の検査にあつては、生後6月未満の牛を除く。

区 分	家 畜 の 種 類 及 び 範 囲
牛のブルセラ病及び結核病の検査	<ol style="list-style-type: none"> 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4に該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3及び4に該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であつて、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの

<p>牛のヨーネ病の検査</p>	<p>1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛（4から7までに該当するものを除く。） 2 1の牛と同一施設内で飼養している牛（3から7までに該当するものを除く。） 3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼養している雄牛（5から7までに該当するもの及び自家用牛に種付けするものを除く。） 4 3の牛と同一施設内で飼養している牛 5 共同牧野等に放牧する牛 6 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養している肉用雌牛で県外から移入したもの 7 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼養している雌牛で県外から移入したもの 8 家畜を集合させる催事に出品しようとする牛であって、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの</p>
<p>鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査</p>	<p>種卵を採取することを目的として飼養している鶏</p>
<p>蜜蜂の腐蝕病の検査</p>	<p>採蜜の用に供し、又は供する目的で飼養している蜜蜂で県外へ移出しようとするもの</p>
<p>牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査</p>	<p>実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認める越夏していない牛</p>

4 実施の期日及び場所

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する期日及び場所

5 検査の方法

- (1) 牛のブルセラ病の検査にあつては、急速凝集反応による検査、酵素免疫測定法による検査、補体結合反応検査、疫学的検査及び臨床検査
- (2) 牛の結核病の検査にあつては、ツベルクリン皮内注射法による検査、疫学的検査及び臨床検査
- (3) 牛のヨーネ病の検査にあつては、予備的抗体検出法による検査、リアルタイムPCR法による検査、疫学的検査、臨床検査及び細菌検査
- (4) 鶏の家きんサルモネラ感染症のうちひな白痢の検査にあつては、凝集反応検査
- (5) 蜜蜂の腐蝕病の検査にあつては、肉眼的検査及び細菌学的検査
- (6) 牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の検査にあつては、血清学的検査

山形県告示第283号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の死体の所有者に対し、当該死体について次のとおり実施する検査を受けることを命ずる。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体（家畜伝染病予防法第16条の規定によりと殺された場合及び家畜防疫員が病原体を散逸させるおそれがあると判断した場合を除く。）

4 実施の期日及び場所

- (1) 期日 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(2) 場所 山形市大字中野字の場936番地（山形県家畜死体保冷保管施設）。ただし、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が別途指示した場合は、その場所

5 検査の方法

酵素免疫測定法による検査、ウエスタンブロット法による検査及び免疫組織化学的検査

山形県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、舟形町土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	叶 内 栄 一	最上郡舟形町長者原324番地丙

山形県告示第285号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

米沢市大字築沢字中丸沢6979－8、6979－28、6979－29、字百子沢6977－11

2 保安林指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び米沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第286号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 保安林予定森林の所在場所

尾花沢市大字細野字カバ山427、433、1449、1451－1、字清水原1387－3、1387－5、1393－2、1394、1396－1、1398－2から1398－4まで、1398－6、1399－2、1402－1、1403－1、1404、1416－2、1417－1、1417－3、1418、1419－1、1867－13から1867－28まで、1867－30から1867－37まで、1867－39から1867－50まで、字宮沢1424－1、1425から1448まで、大字畑沢字東沢787－2

2 保安林指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、定めない。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び尾花沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第287号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山辺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市大字内表字内表南570番8から 同 570番5まで	旧	34.5メートル } 34.5	メートル } 20
山形市大字内表字内表南568番5から 同 570番5まで	新	39.0メートル } 34.0	メートル } 43

山形県告示第288号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大野目内表線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市北江俣74番1から 同 大字内表字内表南570番5まで	旧	262.0メートル } 33.0	メートル } 164
山形市北江俣74番1から 同 大字内表字内表南568番4まで	新	43.0メートル } 33.0	メートル } 89

山形県告示第289号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 山形市大字内表字内表南568番5から
同 570番5まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月18日

山形県告示第290号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 下原山形停車場線
- 2 供用開始の区間 山形市藤沢川103から
同 飯塚町字北台1885番3まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月24日

山形県告示第291号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、西蔵王公園の利用料金を次のとおり承認した。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	710円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	710円
	映画撮影	1日につき	14,280円

備考 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第292号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 日和田松川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字慈恩寺字上醍醐15番1から 同 40番まで	旧	5.0メートル } 3.8	メートル 240
同 上	新	10.2メートル } 4.0	同 上

山形県告示第293号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 路線名 | 日和田松川線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 寒河江市大字慈恩寺字上醍醐15番1から
同 40番まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成28年3月18日 |

山形県告示第294号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 路線名 | 村山大石田線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 村山市大字楯岡字一本柳7579番1から
同 月山堂7544番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成28年3月18日 |

山形県告示第295号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成28年3月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|---------|--------------------------------|
| 1 | 路線名 | 添津藤島停車場線 |
| 2 | 供用開始の区間 | 鶴岡市藤島字古楯跡202番15から
同 229番1まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成28年3月18日 |

山形県告示第296号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|------------|---|
| 1 | 起業者の名称 | 米沢市 |
| 2 | 事業の種類 | 米沢市新道の駅整備事業 |
| 3 | 起業地 | (1) 収用の部分 米沢市大字川井字元立地内
(2) 使用の部分 なし |
| 4 | 事業の認定をした理由 | (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
米沢市新道の駅整備事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について |

本件事業の起業者である米沢市は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 本件事業の施行により得られる公共の利益について

米沢市では、全国的な人口減少に比例した定住人口の減少とともに、交流人口である観光客も減少していることから、地域の活力が低下しており、また、商工業や農業においても、中小企業の店舗数の減少や農家の後継者不足、農業従事者の高齢化等が深刻化しており、地域の衰退が懸念されている。

このような中、東北中央自動車道の福島～米沢間が平成29年度に開通することとなり、高速交通ネットワークの形成による交通混雑の緩和や移動時間の短縮による地域経済の振興など、米沢市はもとより置賜地域や本県の発展に大きな効果をもたらすことが期待されているが、その区間は新直轄方式による整備となり無料区間となることから、サービスエリアやパーキングエリアは整備されないこととなった。

起業者としては、こうした状況に対応するため、サービスエリアやパーキングエリアの代替施設として、高速道路のみならず一般道路をも含めた道路利用者のための休憩機能や情報発信機能を有するとともに地域連携機能を併せ持った「道の駅」を東北中央自動車道の米沢中央インターチェンジ付近に整備することで、地域ブランド強化への取り組みによる活力ある商工業の振興や交流人口増加のための誘客宣伝活動の推進、歴史等の地域資源等を活かした観光基盤の整備、消費者や時代のニーズにあった農畜産物等の流通体制の整備等を行い、地域の活性化を図ることとしている。

また、東日本大震災以来、市民の防災意識が高まっており、大規模災害発生時の防災施設の整備が求められていることから、道路利用者のための一時避難場所や緊急消防援助隊等の集結場所、救援物資の一時集積所等の防災機能の整備も併せて行うこととしている。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業を施行する区域には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律により保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、本件事業内の土地は、埋蔵文化財の包蔵地になっているが、埋蔵文化財が確認された場合には、起業者において山形県教育委員会と協議のうえ適切な措置を講ずることとしている。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 事業計画の合理性について

起業地については、米沢中央インターチェンジ付近である米沢市大字川井字元立地内で4箇所について比較検討を行い、施設利用者の利便性が良いことや、土地の利用に重大な支障がないこと等、周辺環境や利便性、経済性等の観点から総合的に判断した結果、本件起業地が最も適切であると認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ (3)のイで述べたように、定住人口や交流人口の減少に伴う地域の活力低下及び商工業や農業の低迷により地域の衰退等が懸念される中、道の駅を整備することで、交流人口の増加や農畜産物の販路拡大だけでなく、交流人口の増加による経済的な効果及び定住化促進等による地域の活性化が期待される。

また、休憩施設や道路情報の提供による道路利用者等の安全確保や防災施設の整備による災害発生時の迅速な対応が可能となる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じること合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

- 5 起業地を表示する図面の縦覧場所
米沢市商工課

山形県告示第297号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
摂待沢	別紙図面のとおり	土石流
檜実沢	別紙図面のとおり	土石流
上芦沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第298号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第299号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土生田沢	別紙図面のとおり	土石流
舟形折渡－2	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに尾花沢市役所において縦覧に供する。

山形県告示第300号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土生田沢	別紙図面のとおり	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに大石田町役場において縦覧に供する。

山形県告示第301号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
臼ヶ沢	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

山形県告示第302号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柏谷沢川2	別紙図面のとおり	土石流
新庄温泉	別紙図面のとおり	地滑り

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第303号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宝沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

山形県告示第304号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
撰待沢	別紙図面のとおりに	土石流
檜実沢	別紙図面のとおりに	土石流
上芦沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部西村山河川砂防課並びに朝日町役場において縦覧に供する。

山形県告示第305号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び村山総合支庁建設部北村山河川砂防課並びに村山市役所において縦覧に供する。

山形県告示第306号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成28年3月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第9条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宝沢	別紙図面のとおりに	土石流

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び置賜総合支庁建設部河川砂防課並びに南陽市役所において縦覧に供する。

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月18日

山形県人事委員会

委員長 安孫子 俊彦

別表第1行政職給料表適用職の警察本部長の本部の項職級4の欄中「次長」を「次長
企画調整官」に改め、同表行政

職給料表適用職の警察本部長の警察学校の項職級4の欄中「副主幹
事務長」を「副主幹
企画調整官」に改め、同表行政職給料表

適用職の警察本部長の警察署の項職級4の欄中「副主幹」を「副主幹
企画調整官」に改め、別表第2警察官の職の警察本

部長の本部の項職級3の欄中「意見聴取官」を「意見聴取官
交通事故事件捜査統括官」に改め、同表警察官の職の警察本部長
の本部の項職級5の欄中「交通事故事件捜査統括官」を「交通事故分析官」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2警察官の職の警察本部長の本部の項職級3の欄及び同表警察官の職の警察本部長の本部の項職級5の欄の改正規定は、同年3月18日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成28年3月18日

山形県立中央病院長 後藤 敏和

- 落札に係る物品等の名称及び予定数量
超音波内視鏡システム賃貸借 42,780件
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 落札者を決定した日 平成28年2月26日
- 落札者の名称及び所在地
株式会社ティーマディクス 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号
- 落札金額 1件当たり908,28円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成28年1月15日